

令和7年産 大豆 単位当たり共済金額

(単位:円/10kg)

類区分	引受方式	区分	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位	
1類(白大豆)	半相殺方式及び全相殺方式、帳簿全相殺方式	交付金対象農業者以外	1,160	1,040	930	810	700	/	/	/	/	/	
		交付金対象農業者 課税対象農業者	2,590	2,330	2,070	1,810	1,550	1,160	1,040	930	810	700	
		交付金対象農業者 免税対象農業者	2,660	2,390	2,130	1,860	1,600	1,160	1,040	930	810	700	
		種子用	3,930	3,540	3,140	2,750	2,360	/	/	/	/	/	/
2類(丹波黒)	半相殺方式及び全相殺方式	丹波黒	11,750	10,580	9,400	8,230	7,050	/	/	/	/	/	
6類(乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆)、7類(乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆)	地域インデックス方式	交付金対象農業者以外	1,160	1,040	930	810	700	/	/	/	/	/	
		交付金対象農業者 課税対象農業者	2,590	2,330	2,070	1,810	1,550	1,160	1,040	930	810	700	
		交付金対象農業者 免税対象農業者	2,660	2,390	2,130	1,860	1,600	1,160	1,040	930	810	700	
		種子用	3,930	3,540	3,140	2,750	2,360	/	/	/	/	/	/
		丹波黒	11,750	10,580	9,400	8,230	7,050	/	/	/	/	/	/
		丹波黒以外の黒大豆	2,340	2,110	1,870	1,640	1,400	/	/	/	/	/	/
9類(乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆の品種である大豆)	帳簿全相殺方式	丹波黒	11,750	10,580	9,400	8,230	7,050	/	/	/	/	/	
		丹波黒以外の黒大豆	2,340	2,110	1,870	1,640	1,400	/	/	/	/	/	

1. この表において「交付金対象者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。)をいう。

2. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

3. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。